

平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名	株式会社Eストアー
代 表 者	代表取締役 石村 賢一
コード番号	4304 ヘラクレス
問い合わせ先	取締役 鈴木 祥治
T E L	03-3595-1106

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法で株主総会開催地の規定が廃止されたことにより、変更案第11条（株主総会の招集）のとおり変更するものであります。
- (2) 会社法第310条及び会社法施行規則第63条第5号の規定に従い、株主総会における議決権の行使について代理人の数を明確にするため、変更案第14条（議決権の代理行使）に代理人の数を規定するものであります。
- (3) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的記録により決議を行うことができるよう、変更案第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (4) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第40条第2項（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (5) 会計監査人の選任、任期及び報酬等を規定するため、第6章「会計監査人」を新設するものであります。
- (6) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設、変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語及び引用条文の変更を行うものであります。
- (7) その他、上記の変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、206,544株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受ける</u>ことができる。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された<u>議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする</u>。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、206,544株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得する</u>ことができる。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第 7 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、<u>その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 <u>当社は株式にかかる株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株について名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株主の名義書換、端株原簿及び株券喪失登録簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、端株の買取り、株券喪失登録の手続、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿及び株券喪失登録簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、端株の買取り、株券喪失登録の手続、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 (第1項省略)</p> <p>2 <u>株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内に招集する。</u></p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の<u>株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)  第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。  2 (条文省略)</p> <p>(株主総会の議事録)  第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、<u>議長及び出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会  (新設)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)  第16条 (条文省略)  2 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。  3 (条文省略)</p> <p>(解任方法)  第17条 (条文省略)  2 取締役の解任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(任 期)  第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u>  2 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)  第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。  2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の議事録)  第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載又は記録する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会  <u>(取締役会の設置)</u>  第16条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)  第18条 (現行どおり)  2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  3 (現行どおり)</p> <p>(解任方法)  第19条 (現行どおり)  2 取締役の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任 期)  第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  第21条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u>  2 取締役会は、<u>その決議により</u>、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項</u>は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与<u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u> (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失が無い場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役との間で商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失が無い場合には、金50万円以上で予め定めた金額もしくは商法第266条第19項各号に定める金額の合計額のいずれか高い金額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第30条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)  第31条 (条文省略)  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録)  第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)  第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)  第36条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、当該監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失が無い場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。  (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集)  第35条 (現行どおり)  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)  第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)  第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)  第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。</u>  2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)  第41条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任)  第42条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第48条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 <u>未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>

以上